

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充及び延長		
税 目	法人税（租税特別措置法第66条の13）		
要 望 の 内 容	オープンイノベーション促進税制の期限を令和6年3月31日まで延長するとともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （▲15,000 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープン・イノベーションを促進し企業の事業再構築を促すとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、ウィズコロナ・ポストコロナにおける我が国企業の競争力を強化することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業の稼ぐ力は諸外国に比べて低く、その原因は、付加価値の高い新しい事業展開ができていないことにある。日本の企業がこうした課題を克服するためには、スタートアップ企業の経営資源を取り込むことが重要である一方、スタートアップ側にとっても大企業の資金等の経営資源を活用することは成長に不可欠である。</p> <p>しかしながら、日本における事業会社からスタートアップ企業への出資は諸外国に比べ極めて低調であり、我が国における人材・技術・資本のオープン・イノベーションを促進するとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、日本企業の国際競争力を強化するため、一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、昨年度はコロナ禍によりベンチャー投資の全体額が減少する中、事業会社によるスタートアップ企業への投資額が増加しており、本税制の効果が一定程度あつともとの認識している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で事業会社が新規投資に対して慎重になるなどして、令和3年現在、依然事業会社によるベンチャー投資は当初期待をしていた水準には至っておらず、また、事業会社によるベンチャー投資額は、米国で我が国の20倍程度、中国も4倍程度であり、本税制の後押しがあってもなお現時点では諸外国に大きな後れを取っている状況である。一方で、ウィズコロナ・ポストコロナの世界において、来るDX等の急速な産業構造転換に迅速に対応し、既存の付加価値の向上と新たな付加価値の創出を実現するには、事業会社とベンチャー企業のオープン・イノベーションを更に加速することが不可欠である。</p> <p>以上のことから、引き続き事業会社とベンチャー企業のオープン・イノベーションを促すため、本税制の期限を令和6年3月31日まで延長することを要望するとともに、我が国におけるオープン・イノベーションの更なる促進の観点から、必要な拡充を図る。</p>
<p>今回の要望に関連</p>	<p>経済成長 新陳代謝</p> <p>【成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備 （5）スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、スタートアップ企業と事業会社によるオープン・イノベーションが弱まることのないよう、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進し、成長につなげていく。</p> <p>【成長戦略フォローアップ 工程表（令和3年6月18日閣議決定）】 6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備</p>

		<p>(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップ企業への多様な資金の供給を、環境整備等を通じて促進</p> <p>【成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）】 5. スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援 スタートアップのエコシステムを形成するため、新SBIR制度に基づくスタートアップからの政府調達増大、雇用を増やすスタートアップに対する金融面などの支援、経営者保証ガイドラインの見直し、兼業・副業の促進など、包括的な支援策を立案する。この際、産業界に対して、新卒時や転職時の選択の幅の拡大を求めることなどを通じ人材の流動化を図る。また、今後、スタートアップの柔軟な会社経営を可能とする制度の見直しやレイターステージの資金獲得に係る課題への対応等について、引き続き検討を行う。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）】 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～ 5. 4つの原動力を支える基盤づくり (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進 スタートアップを生み出し、その規模を拡大する環境の整備を進めるため、兼業の仕組みを改革するとともに、資金調達環境の整備や大企業との取引適正化を始めとした包括的な支援策を講じていく。</p>
	政策の達成目標	事業会社が出資を通じてスタートアップ企業に経営資源を共有し、共同でオープン・イノベーションを実施するとともに、スタートアップ企業が事業会社の経営資源を活用して更なる成長を遂げる。
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	○事業会社等によるベンチャー投資額（2019年度～2020年度） 1732億円（2019年度）→1789億円（2020年度） ※ベンチャー投資額全体額は、コロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度 322社 2370億円程度／年 令和5年度 433社 3187億円程度／年 ※拡充部分については精査中であり、延長部分のみ
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	2020年度の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち約14%が実際に本税制の適用を受けており、非常に活用割合が高く政策効果の高い施策であると言える。したがって、本税制の延

		長及び拡充は、事業会社等によるベンチャー投資の促進に大きく寄与するものと考えている。																		
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	<p>ウィズコロナ・ポストコロナにおける事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、事業会社とスタートアップ企業との出資を通じたオープン・イノベーションを促進する必要がある。</p> <p>事業会社が行うベンチャー投資について、税制措置を講じ投資インセンティブを付与することは、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。</p> <p>更に、本特例措置では純投資ではなく、オープン・イノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。</p>																		
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・投資件数・投資額・推定所得控除額・推定減収額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数（社）</td> <td>77</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>件数（件）</td> <td>112</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>投資額（億円）</td> <td>344.4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>推定所得控除額（億円）</td> <td>86.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>推定減収額（億円）※</td> <td>25.6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人実効税率を29.74%として試算（財務省「法人課税に関する基本的な資料」）</p>		2020年度	2021年度	適用事業者数（社）	77	—	件数（件）	112	—	投資額（億円）	344.4	—	推定所得控除額（億円）	86.1	—	推定減収額（億円）※	25.6	—
		2020年度	2021年度																	
	適用事業者数（社）	77	—																	
件数（件）	112	—																		
投資額（億円）	344.4	—																		
推定所得控除額（億円）	86.1	—																		
推定減収額（億円）※	25.6	—																		
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																			
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープン・イノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p> <p>2020年度の事業会社等による国内ベンチャー投資全体のうち</p>																			

		約14%が実際に本税制の適用を受けており、ベンチャー投資額全体額は、コロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少しているにもかかわらず、事業会社等によるベンチャー投資額は2019年から2020年にかけて増額していることから、本税制により一定程度の投資促進効果があったものと推測される。
	前回要望時の達成目標	第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	ベンチャー投資額全体額は、コロナ禍の影響もあり2019年から2020年にかけて約12.6%減少しているにもかかわらず、事業会社等によるベンチャー投資額は2019年から2020年にかけて約50億円増加しており、既存企業の開放型、連携型の組織運営への移行は着実に進んでいるものと考えている。
これまでの要望経緯		令和2年度 創設